

入札説明書

「平成30年度就職支援セミナー事業」の調達契約に関わる入札公告（平成30年2月22日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

神奈川県労働局総務部長 小野寺 喜一

2 調達内容

(1) 案件名

平成30年度就職支援セミナー事業

(2) 事業の内容

別添仕様書のとおり。

(3) 委託期間

別添仕様書のとおり。

(4) 履行場所

別添仕様書のとおり。

(5) 入札方法

入札金額は総価とする。また、落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し入札すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第29条の4，第29条の9，予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第72条第1項、第77条第2号及び第100条の3第3号）。

2 競争資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者・被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 予決令第72条に規定される次の事項の全てに該当する者であること。

ア 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務等の提供等」で「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域における競争参加資格を有する者であること。

イ 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

ウ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

- (5) 予決令 73 条に基づき、支出負担行為担当官が掲げる次の事項の全てに該当する者であること。なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
- ア 入札書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分には違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札時までには是正を完了しているものを除く。）
- イ 社会保険等、次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、該当する制度に加入し、本入札における入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。
- a. 厚生年金保険 b. 健康保険（全国健康保険協会管掌） c. 船員保険
 d. 国民年金 e. 労働者災害補償保険 f. 雇用保険
- ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- エ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。
- オ 入札書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- カ 就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。）に係る実績を過去 3 年以上有する者であること。
- (6) 平成 30 年 3 月 12 日（月）16 時までに、仕様書に定める書類を添えて入札参加申込を行うこと。また、開札後の神奈川労働局職業安定部職業安定課及び公共職業安定所担当者との事前打合せに、事業担当者とともに、講師及び補助員等が出席できること。
- (7) 就職支援セミナーの講師については、キャリア・コンサルタント等の資格保持者として十分に専門的と認められる者又は企業の人事労務管理経験者等でこれと同等以上と認められる者等、就職支援の専門的な知識・経験を有する者であること。
- (8) 上記(10)の講師については、同日複数の場所で就職支援セミナーを開催することも考えられることから常時必要数以上派遣出来る体制があること。
- (9) 当該役務の提供にかかる迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ本契約を履行するための体制（個人情報保護に関する措置を含む）を有すること。
- (10) 神奈川労働局が定める「保有個人情報漏えい防止要綱」と同等の取扱いを確実に遵守できる者であること。

3 入札参加申込

- (1) 入札書類の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 8 階
神奈川労働局総務部総務課会計第二係 担当：西村
電話 045-211-7350 内線 6022
メールアドレス nishimura-tetsuyuki@mhlw.go.jp

※入札説明書等は上記の他、神奈川労働局ホームページ（調達・売払情報）でも配布する。

(2) 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成30年3月6日(火) 10時00分

場 所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎1階 共用第3会議室

※入札説明会に参加を希望する者は、平成29年3月5日(月)17時までに上記(1)に電子メールにて申し込むこと(期限厳守。参加を認めない場合を除き、申し込みに対する回答は行わない)。件名は本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること(データファイルの開封・リンクの閲覧は行わないので、全て本文中に文面で記載すること)。

※当日は、会場での入札説明書等の配布は行わないので、事前に上記(1)の場所で入手の上で参加すること。

※1社につき2名を上限とする。

(3) 入札参加申込み期限及び場所

本件入札に参加を希望する者は、平成30年3月12日(月)16時までに、入札参加証明書(別紙1)及び別紙4に列挙する提出書類を上記(1)に持参により提出すること。

入札者は、開札日前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の受領・開札

受領の日時 平成30年3月27日(火) 9時15分~9時30分

開札の日時 平成30年3月27日(火) 9時35分

場 所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎8階
神奈川労働局 会議室

※入札書の提出を可と判断された事業者分のみ受領とする。

5 入札書提出及び開札方法

本入札案件は、紙により厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)及び入札書の提出並びに開札を行う。電子入札システムによる提出は認めない。

(1) 入札書の提出

① 入札書は別紙2及び2-2の様式により作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「平成30年3月27日開札『平成30年度就職支援セミナー事業』の入札書在中」と朱書きし、平成30年3月27日(火)午前9時15分から9時30分までの間に提出すること。

② 郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③ 入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

(2) 代理人による入札

① 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入し押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、入札時までに別紙3の委任状を提出しなければならない。

② 入札者又は代理人(以下「入札者等」という。)は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② 代理人による入札において、開札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

③ 別紙の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(5) 開札の取扱い

① 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(6) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格での入札がないときは、再度入札を行うので、あらかじめ再度入札のための入札書を準備しておくこと。

※再度の入札には概ね20分程度の時間を空けるものとする。

※再度入札の回数は原則として2回を超えないものとする（即ち入札の上限回数は3回までである。）。

6 その他

(1) 本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 誓約書等の提出

本入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙5）を提出すること。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書の要求用件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低な価格をもって申込みをした者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、委託要綱に基づき、遅滞なく契約締結の手続を実施するものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ③ 上記の②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 支払条件等
適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払う。
- (6) その他
平成30年4月1日までに、平成30年度予算案が成立しない場合は、別途協議する。

- 様式等
- | | | |
|----|-----|--------------|
| 別紙 | 1 | 入札参加証明書 |
| | 2 | 入札書作成様式 |
| | 2-2 | 積算内訳書 |
| | 3 | 委任状作成様式 |
| | 4 | 競争参加資格確認関係書類 |
| | 5 | 誓約書 |
| | 6 | 講師プロフィール様式 |
-
- | | | |
|----|---|-----------------|
| 様式 | 1 | 障害者の雇用状況に関する申出書 |
| | 2 | 法令順守に関する申出書 |
| | 3 | 関係会社一覧 |
-
- | | | |
|----|---|------|
| 別添 | 1 | 仕様書 |
| | 2 | 委託要綱 |